

裁判所を建てられたり。

○裁判所

明治八年五月廿四日太政官第九十一號達書に云ふ。各府縣に一裁判所を置き、一切の民事及び刑事懲役以下を審判す。但し別に裁判所を置かざるの縣は、地方官判事を兼任す。又同日第九十二號の布告に云ふ。東京・大阪・長崎・福島四ヶ所へ上等裁判所を被置と。石川縣の裁判所は大阪上等裁判所の分轄と成りたり。さて同年六月五日石川縣權令桐山純孝五等判事を兼任せられ、同年同權參事熊野九郎は七等判事を兼任し、縣廳内元聽訟課を假の裁判所となし、聽訟係の判任官の人々をば裁判所係とす。翌九年上胡桃町七番地元新堂形米倉跡をば、裁判所の地所と定め、初めて金澤裁判所を建築せられ、十一月三十日開廳有之、裁判所長六等判事櫻井直養執務せられ、同日右裁判所内に於て區裁判所も設置なりたり。此は舊跡古蹟に非ずといへども、縣廳とひとしく爰に載す。

○山田藤兵衛舊邸

三州志來因概覽附録に云ふ。萬治二三年の古圖を見るに、

公事場の左隣は堀口彌三郎居宅なり。其の左隣は墨刺藤兵衛居宅なりと。藩國官職通考に云ふ。往昔山田藤兵衛と云ふ者城内の墨刺を勤めたり。右藤兵衛が元祖は利家卿の時召出され、家祿三十石を賜はり、大阪陣の時御用相勤め、其の子藤兵衛右家祿相續、慶安二年歿す。其の子藤兵衛名跡相續、延寶八年五月歿し、此の時に至りて絶炊するかといへり。平次按ずるに、右藤兵衛舊邸は紺屋坂西側の角屋敷なり、延寶の金澤圖に即ち山田藤兵衛と記載す。

○堀口彌三郎舊邸

三州志來因概覽附録に云ふ。萬治二三年の古圖を見るに、公事場の左隣は堀口彌三郎居宅なり。彌三郎の孫彌太郎の時、正徳二年追放斷絶す。百石にて定番馬廻なりと。平次按ずるに、延寶の金澤圖に、公事場の左隣を森川五郎右衛門の貸家と渡部伊兵衛の宅地と元一圍の邸地にて、爰に堀口彌三郎居宅を建て居たりしと聞ゆ。さて彌三郎死後此の地を召上げられ、小姓町に邸地を賜はりけん。元祿九年士帳に、堀口彌太郎居屋敷小姓町谷下小姓とあり。

○堀口草也傳話

草也は彌三郎の父なり。寛文十一年舊藩へ指出したる堀口彌三郎の由緒帳等を考ふるに、彌三郎が祖父は堀口伊右衛門と云ふ。生國美濃にて金森法印に仕へける處、大納言利家卿渡邊治部と共に召寄せられ、四百石を賜はり、母衣衆に加へられしが、後祿を辭し、退去して堀監物に仕へ八百石を賜はりけるを、其の後流浪して加賀國江沼郡山代へ引籠り、此の地にて歿せり。父堀口草也は、初め堀監物方にて二百石賜はり、兒小姓を勤めけるが、後流浪して金澤へ來り、横山山城守方に牢人分にて、百五十石宛行ひ置きけるに、不足申し立て退去し、江沼郡山代に籠居す。然る處慶安元年利常卿山代温泉へ入湯し給ひ、草也を湯番人に命ぜらる。依つて大聖寺藩主利治君より持高の内二十石賜はり、翌年十石加恩ありて三十石賜はり、寛文九年山代に而歿す。彌三郎は承應三年に召出され、明暦二年百石賜はり、公事場の牢屋鍵番を命ぜられたりと。寛文十一年の士帳に、百石籠奉行堀口彌三郎四十八歳とあり。されば承應三年は三十一歳の時なり。享保録に云ふ。微妙公及び利治君山代温泉へ入湯し給ひ、山代に屋形および湯所の圍揚屋等造

作を命ぜられ、湯番には堀口宗也を命ぜられ、湯本の惣支配をなしたり。然るに越前藩主松平但馬守殿山中へ入湯せられ、山代へも參られ、此の湯は奇麗に見ゆ、此に滞在して入湯すべしとて、堀口宗也を呼び出され、湯の内外に奇麗なる圍有つて鎖を下しあるは如何、早く明くべし、彼所にて入湯せんと。宗也承り、彼所は先年加賀中納言殿入湯の砌、造作被申付、宗也へ預けられ、圍の鍵は大聖寺役人共手前へ被渡置たり、此の方のみにては明け難しと申し述べたり。但馬守殿其の由聞召し、然らば飛脚を立てと。宗也承り、鍵の大聖寺にありと申したるは偽なり。實は手前に預り居たり。中納言殿急度預けらるとて渡されたれば、假令如何やうの迷惑を命ぜらるゝとも明け難き旨、近習の人々まで申し入れけるに、宗也申す分一通り其の理あれども、但馬守は短氣ものにて其の由披露せば、如何やうに申し出すも知れ難し、何卒まげて望みに任せ可然とあれども、宗也是非にも承引せず。故に其の旨披露せし處、以ての外不興氣にて早く此の地を出立し、急に歸られたり。宗也山代の町端まで見送る。近習衆は定めて手討にも致さるべくやと危く